



2026年5月12日

各 位

会社名 東 急 株 式 会 社  
代表者名 取締役社長 堀江 正博  
(コード番号 9005 東証プライム市場)  
問合せ先 財務戦略室 主計グループ  
連結IR課長 大澤 勇紀  
(TEL 03-3477-6168)

### 定款の一部変更および第1回社債型種類株式の 発行登録に関するお知らせ

東急株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026年5月12日開催の取締役会において、2026年6月26日に開催予定の第157期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を付議することおよび第1回社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

また、本プレスリリースの内容は、「社債型種類株式に関する補足説明資料」および「社債型種類株式に関するQ&A」にて補足しておりますので、併せてご参照ください。

#### 記

#### I. 本定款変更について

##### 1. 定款変更の目的および理由

当社は、「美しい時代へー東急グループ」のグループスローガンのもと、人々の多様な価値観に対応した「美しい生活環境の創造」を目指し、交通事業、不動産事業、生活サービス事業、ホテル・リゾート事業など、お客さまの暮らしに密着したさまざまな事業を複層的に掛け合わせた「地域コングロマリット経営」を通じてエリア価値と企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は2024年度を始期とする中期経営計画において、“Creative Act.”をビジョンワードに掲げ、規模の拡大にとどまらず、効率性を強く意識した経営を推進しております。その結果、2025年度の業績は過去最高の利益水準となり、今後も更なる収益性の向上を目指していきます。

当社の更なる成長・企業価値の最大化を図るうえでは、継続的な投資による当社沿線エリア価値の向上が不可欠であり、鉄道事業の安全性と利便性向上のための設備投資や、不動産事業では渋谷で「Shibuya Upper West Project」、渋谷スクランブルスクエア（中央棟・西棟）および「宮益坂地区第一種市街地再開発事業」の3つの再開発計画を推進するほか、鷺沼駅前や藤が丘駅前など沿線の再開発計画も始動しています。今後も収益基盤の拡大と各事業間シナジーの最大化に取り組み、企業価値および沿線エリア価値の向上を推し進めていきます。また、長年培ってきたまちづくりの

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ノウハウを活かし、ベトナム社会主義共和国やオーストラリア連邦など海外の事業展開を通じて、競争力強化と新たな収益源の創出を実現していきます。

このように、当社の事業機会は多岐かつ長期にわたり旺盛であり、当社の財務戦略においては、適切なバランスシートのコントロールを前提としつつ、投資を着実に推進する堅固な財務基盤の維持と、多様な資金調達余力を確保することが重要です。当社の事業構造を踏まえつつ、普通株式対比でコストの低い「社債型種類株式」を活用することで、資本効率を意識した最適な資本配分が図れるものと考えます。

このような背景のもと、既存の当社普通株式の株主（以下「普通株主」といいます。）の皆様を利益を可能な限り損なうことなく、資本効率に配慮しながら自己資本を拡充可能な社債型種類株式を新たな資金調達の選択肢として確保すべく、第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式（以下「本社債型種類株式」といいます。）に係る諸規定を定款に追加するため、本定時株主総会に本定款変更を付議することを決定しました。

なお、本社債型種類株式は以下の特徴を有する商品性を想定しています。

- 本社債型種類株式は株主総会における議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません（本社債型種類株式は買収防衛策に活用できる性質ではなく、そのような想定もありません。）。
- 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆様のみが有します。また、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、発行から概ね5年間の資本コストは普通株式よりも低いことが想定されます（注1）。
- 発行可能株式総数（発行可能な普通株式と本社債型種類株式の合計数）の変更を行うものではありません。
- 当社沿線にお住まいの住民の皆様や、普通株主である皆様を含む、幅広い個人投資家の皆様にも投資をご検討いただくことを企図した商品性としております。
- 本社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係るROE等の主要な財務指標の算出に際して生じる影響は限定的です（注2）。

（注1）2026年5月12日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している5%以下の想定配当率の範囲内で発行が実現した場合となります。

（注2）普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より本社債型種類株式に係る部分（払込金額および優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

## 2. 定款変更の内容

別紙1「定款変更案」をご参照ください。

## 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日（予定）
定款変更の効力発生予定日	2026年6月26日（予定）

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

#### 4. 本社債型種類株式の商品性

##### (1) 「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆様の利益を保護する観点から、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた際には、普通株主の皆様の議決権が希薄化することなく、また、普通株式による公募増資に比べて普通株式に係る ROE や EPS を含む当社財務指標への影響により配慮（注）しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

（注）普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より本社債型種類株式に係る部分（払込金額および優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

##### (2) ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には信用格付業者（株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）および株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。)) より、格付上の資本性の認定（注1）を受けることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。

（主な特徴）

- ・優先配当金：当初、発行から概ね5年間は固定配当（注2）、その後は変動配当  
普通株式に優先、累積型、非参加型
- ・取得条項：発行から5年後以降等に、当社は金銭対価による取得（コール）が可能
- ・借換制限：当社は本社債型種類株式の取得等に際し原則、同等以上の資本性資金調達を行う（注3）
- ・議決権：なし
- ・普通株式への転換権：なし

（注1）格付上の資本性の認定金額は、R&IおよびJCRのそれぞれについて、発行金額の50%を想定しています。

（注2）2026年5月12日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定しています。

（注3）ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還（コール）する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。当社は取得条項に基づき本社債型種類株式の取得を行う場合等に、異なる回号の本社債型種類株式を機動的に発行することができるよう、本定款変更の際に第6回までの授権枠を設定しています。

一方で、一般的なハイブリッド社債とは異なり、本社債型種類株式の発行により調達した金額は会計上も資本として計上されます。

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 一般募集による発行、東京証券取引所プライム市場への上場

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般募集による発行を行い、東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆様にも投資可能な商品とすることを企図しています。

(4) 種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主（以下「社債型種類株主」といいます。）は、会社法で定める事項および定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができます。本定款変更においては、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・ 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
- ・ 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆様には議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社は投資を着実に推進する堅固な財務基盤の維持と、多様な資金調達余力を確保することを目指す中で、「社債型種類株式」を新たな資金調達の選択肢として確保することを目的として、本定款変更を行うことを企図しています。

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## II. 第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第1回社債型種類株式の発行条件および発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定ですが、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られた際には、市場環境にもよるものの、第1回社債型種類株式の発行を最大1,000億円の規模で行う可能性があり、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会が決定します。また、第2回号以降の具体的な発行や内容についても、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。定款の定めに従い、第1回号と同様に最大1,500万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じないものとなります。

- (1) 募集有価証券の種類 第1回社債型種類株式
- (2) 発行予定期間 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで  
(2026年5月20日～2028年5月19日)
- (3) 発行予定額 1,000億円を上限とします。
- (4) 募集方法 一般募集
- (5) 調達資金の用途 設備資金、投融資資金、社債償還資金および借入金返済資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。
- (6) 引受証券会社 野村証券株式会社（注）  
（注）その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議において決定されます。
- (7) その他募集に関する事項 別紙2「第1回社債型種類株式発行要項（一部）」に記載のとおりです。

以上

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 1  
定款変更案

(下線は変更箇所を示しております)

現 行	変更案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 本会社は、東急株式会社と称する。 英文名を TOKYU CORPORATION とする。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 本会社は、東急株式会社と称する。 <u>2</u> 英文名を TOKYU CORPORATION とする。</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1.</u> 鉄道事業および索道事業</p> <p><u>2.</u> 軌道業</p> <p><u>3.</u> 自動車による一般運輸業</p> <p><u>4.</u> 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業</p> <p><u>5.</u> ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営</p> <p><u>6.</u> 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売</p> <p><u>7.</u> ホテル及び旅館の経営</p> <p><u>8.</u> 旅行業</p> <p><u>9.</u> 土木建築工事の設計施工請負</p> <p><u>10.</u> 前払式特定取引に関する商品の売買の取次</p> <p><u>11.</u> 会社運営上必要な事業に対する融資もしくは債務の保証</p> <p><u>12.</u> 損害保険代理業</p> <p><u>13.</u> 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業</p> <p><u>14.</u> 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務</p> <p><u>15.</u> 放送法に基づく放送事業</p> <p><u>16.</u> 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにそれらの部品の製造、修理および販売</p> <p><u>17.</u> ショッピングセンターの経営、管理業の受託</p> <p><u>18.</u> 広告、宣伝に関する業務</p> <p><u>19.</u> 不動産の管理および貸借の受託</p> <p><u>20.</u> クレジットカードの取扱いに関する</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)</u> 鉄道事業および索道事業</p> <p><u>(2)</u> 軌道業</p> <p><u>(3)</u> 自動車による一般運輸業</p> <p><u>(4)</u> 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業</p> <p><u>(5)</u> ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営</p> <p><u>(6)</u> 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売</p> <p><u>(7)</u> ホテル及び旅館の経営</p> <p><u>(8)</u> 旅行業</p> <p><u>(9)</u> 土木建築工事の設計施工請負</p> <p><u>(10)</u> 前払式特定取引に関する商品の売買の取次</p> <p><u>(11)</u> 会社運営上必要な事業に対する融資もしくは債務の保証</p> <p><u>(12)</u> 損害保険代理業</p> <p><u>(13)</u> 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業</p> <p><u>(14)</u> 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務</p> <p><u>(15)</u> 放送法に基づく放送事業</p> <p><u>(16)</u> 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにそれらの部品の製造、修理および販売</p> <p><u>(17)</u> ショッピングセンターの経営、管理業の受託</p> <p><u>(18)</u> 広告、宣伝に関する業務</p> <p><u>(19)</u> 不動産の管理および貸借の受託</p> <p><u>(20)</u> クレジットカードの取扱いに関する</p>

この文書は当社の定款変更および第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
<p>る業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売</p> <p><u>21.</u> 警備業法に基づく警備業</p> <p><u>22.</u> 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</p> <p><u>23.</u> 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業</p> <p><u>24.</u> 保育施設の経営および保育サービス事業</p> <p><u>25.</u> 電力小売事業およびガス小売の取次事業</p> <p><u>26.</u> 映画、コンサート、演劇等の興行用施設の経営</p> <p><u>27.</u> 空港およびこれに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営</p> <p><u>28.</u> 古物営業法に基づく古物の売買</p> <p><u>29.</u> 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業</p> <p><u>30.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>る業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売</p> <p><u>(21)</u> 警備業法に基づく警備業</p> <p><u>(22)</u> 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理</p> <p><u>(23)</u> 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業</p> <p><u>(24)</u> 保育施設の経営および保育サービス事業</p> <p><u>(25)</u> 電力小売事業およびガス小売の取次事業</p> <p><u>(26)</u> 映画、コンサート、演劇等の興行用施設の経営</p> <p><u>(27)</u> 空港およびこれに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営</p> <p><u>(28)</u> 古物営業法に基づく古物の売買</p> <p><u>(29)</u> 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業</p> <p><u>(30)</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
<p>第3条～第5条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第3条～第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、9億株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、9億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <p>普通株式 9億株</p> <p><u>第1回社債型種類株式</u> 1千5百万株</p> <p><u>第2回社債型種類株式</u> 1千5百万株</p> <p><u>第3回社債型種類株式</u> 1千5百万株</p> <p><u>第4回社債型種類株式</u> 1千5百万株</p> <p><u>第5回社債型種類株式</u> 1千5百万株</p>

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
	第6回社債型種類株式 1千5百万株
(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>普通株式および社債型種類株式のそれぞれにつき100株とする。</u>
第8条 <省略>	第8条 <現行どおり>
<新設>	(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) 第9条 本会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)を有する株主(以下「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。
第9条・第10条 <省略>	第10条・第11条 <現行どおり>
(株主名簿管理人) 第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。
第12条 <省略>	第13条 <現行どおり>
<新設>	第3章 社債型種類株式

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(社債型種類株式優先配当金)</u></p> <p><u>第 14 条 本公司は、第 48 条第 1 項に基づき 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式 1 株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</u></p> <p><u>当該社債型種類株式の 1 株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当率（10 パーセントを上限とする。以下「本配当率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）</u></p> <p><u>「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、本公司に対して払い込まれる 1 株当たりの金額（当該社債型種類株式の買引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額）をいう。</u></p> <p><u>2 ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式 1 株当たりの金銭による</u></p>

この文書は当社の定款変更および第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
	<p>剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p>
<新設>	<p>(社債型種類株式優先期中配当金)</p> <p>第15条 本会社は、第48条第2項または第49条に基づき3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p>
<新設>	(残余財産の分配)

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
	<p><u>第16条</u> 本会社は、残余財産を分配するときは、<u>社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。</u>  <u>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</u></p> <p>2 <u>社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第17条</u> <u>社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第18条</u> <u>本会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、本会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、当該社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により</u></p>

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
	<p><u>定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</u></p>
<新設>	<p><u>(株式の併合または分割等)</u>  <u>第19条 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。</u>  <u>2 本会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u>  <u>3 本会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>4 本会社は、株式移転（本会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する本会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</u>  <u>5 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。</u></p>
<新設>	<p><u>(優先順位)</u>  <u>第20条 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>
第3章 株主総会	第4章 株主総会
第13条～第15条 <省略>	第21条～第23条 <現行どおり>

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
<p>(決議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議)</p> <p>第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第25条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p>
<p>第18条・第19条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第26条・第27条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第28条 <u>種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する種類株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>3 <u>第23条および第25条ないし第27条の規定は、種類株主総会について準用する。</u></p> <p>4 <u>第22条の規定は、毎年3月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。</u></p> <p>5 <u>本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
	<p>6 <u>本会社が次に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、本会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u></p> <p>(1) <u>本会社が消滅会社となる合併または本会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転(本会社の単独による株式移転を除く。)</u></p> <p>(2) <u>本会社の特別支配株主による本会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る本会社の取締役会による承認</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第5章 取締役及び取締役会</p>
<p>第20条～第25条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第29条～第34条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(代表取締役) 第26条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。 取締役社長は代表取締役でなければならない。</p>	<p>(代表取締役) 第35条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。 2 取締役社長は代表取締役でなければならない。</p>
<p>第27条・第28条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第36条・第37条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第6章 監査役及び監査役会</p>
<p>第29条・第30条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第38条・第39条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時まで</p>	<p>(任期) 第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行人または売出人より入手することができますが、これには、発行人およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

現 行	変更案
とする。	
第32条～第34条 <省略>	第41条～第43条 <現行どおり>
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第35条 <省略>	第44条 <現行どおり>
(任期) 第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	(任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第7章 相談役	第8章 相談役
第37条 <省略>	第46条 <現行どおり>
第8章 計算	第9章 計算
第38条 <省略>	第47条 <現行どおり>
(剰余金の配当の基準日) 第39条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第48条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第40条・第41条 <省略>	第49条・第50条 <現行どおり>

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## 別紙 2

### 第 1 回社債型種類株式発行要項（一部）

1. 募集株式の種類 東急株式会社第 1 回社債型種類株式（以下「第 1 回社債型種類株式」という。）
2. 募集株式の数 未定
3. 発行価格（募集価格）の総額 発行価格（募集価格） 未定  
「発行価格」とは、第 1 回社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額をいう。
4. 払込金額 未定
5. 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 払込期日 未定
7. 申込株数単位 100株
8. 優先配当金 (1) 優先配当金  
当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された第 1 回社債型種類株式を有する株主（以下「第 1 回社債型種類株主」という。）または第 1 回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第 1 回社債型種類株主と併せて「第 1 回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、次号に定める額の金銭（ただし、第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下「第 1 回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に定める第 1 回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。  
(2) 第 1 回社債型種類株式優先配当金の額  
1 株につき、その 1 株当たりの発行価格相当額に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件（※ 1）を提示して、当該仮条件による需

この文書は当社の定款変更および第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

要状況を勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額  
当該配当年率は、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」という。)を加えた率(※2)とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッドおよび1パーセントを加えた率とする。ただし、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも10パーセントを上限とする。

※1 当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書、他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等および当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。

※2 2026年5月12日における市場環境等を前提として、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定している。

### (3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

### (4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額および第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

## 9. 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された第1回社債型種類株主等

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含む。)から期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配 (1) 残余財産分配金  
当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に定める額の金銭を支払う。  
1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額
- (2) 非参加条項  
第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。
11. 優先順位  
当社の第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。
12. 議決権  
第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
13. 種類株主総会の決議 (1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する種類株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- (4) 当社が次に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

#### 1 4. 取得条項（会社による金銭対価の取得）

金銭対価の取得条項  
当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。ただし、当社は、(i) 取得日または振替取得日（以下に定義する。）のいずれかと決済日（以下に定義する。）が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii) 4月1日から6月30日までのいずれかの日を取得日または振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。

「振替取得日」とは、本項に規定する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載もしくは記録がなされる日または当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載もしくは記録の抹消がなされる日をいう。

「決済日」とは、本項に規定する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日（営業日に限る。）をいう。

#### (2) 借換制限

当社は、当社が本項に規定する金銭対価の取得または特定の第1回社債型種類株主との合意もしくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、本項に規定する金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。）

を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行もしくは処分または借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。ただし、発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額（以下に定義する。）をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）で除して算出される額（信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される額が異なる場合には、そのうちの大きい方の額）をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下のa.ないしc.の証券または債務をいう。ただし、(i)以下のa.ないしc.のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下のa.またはb.の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社および同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下のb.またはc.の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

- a. 普通株式
- b. 上記a.以外のその他の種類の株式
- c. 上記a.またはb.以外の当社のその他一切の証券および債務

「評価資本相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に各信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）を乗じた額（信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される額が異なる場合には、そのうちの大きい方の額）をいう。

### (3) 取得の方法

本項第(1)号に基づき第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

15. 株式の併合または分（1） 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類  
割等 株式について株式の併合または分割を行わない。

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。

16. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

この文書は当社の定款変更および第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。